

第57回 全国壮年大会 i n 北海道

「これからの伝道者養成検討」に関する中間報告関係資料

○ 全国壮年会連合から

- 全国壮年会連合活動資料
- 奨学金会計の基本金と余裕について

○ 連盟理事会から

- これからの伝道者養成基本理念（2023 年）案抜粋版
- 「信徒一人ひとりが教会を担う主体」
～「これからの伝道者養成基本理念（2023年）」策定に際し、
問い直し考えてみたいこと～

全国壮年会連合活動資料

2022年8月

第57回全国壮年大会in北海道

1

沿革1 全国壮年会連合発足

1978年5月 第13回壮年大会で発足、44教会110名

活動方針

- 1) 神学校の助成と伝道者の育成活動推進
- 2) 1979年より6月第4週を「神学校週間」とし、前項の推進と献金活動を行なう。
献金目標額 400万円。

2

沿革2 連盟の奨学金制度の運営受託開始

1998年 連盟理事会から「奨学金制度」運営の検討依頼

2000年 第35回壮年大会@岐阜で、運営受託を決議

2001年 連盟奨学金制度の運営業務を開始

*連盟の西南神学部学生への奨学金は、授業料や施設費等のための第1種と、生活費の一部に充てられる第2種からなり、1995年度時点で約3500万円を必要としていた。この年神学校献金は1776万円であった。

このため、壮年会連合が業務を開始する時点では、第2種を廃止して、第1種のみとせざるを得なかった。

3

沿革3 奨学金制度の充実に向けて

2007年度 2種奨学金(生活費支援)を復活、1人年12万円。

2009年度 2種奨学金を増額 配偶者有り年額54万円、
配偶者無し年額30万円とした。

2013年度 東京バプテスト神学校・九州バプテスト神学校の
神学生奨学金制度へ、1人あたり年額12万円(最
大2年間)に相当する資金を支弁する。

2017年度 2種奨学金を貸与から支給に変更。配偶者手当、
子ども手当及び図書援助費を新設。

2019年度 奨学金給貸与期間の弾力的運用および奨学金返還
免除と負担軽減。

- 最大4年間を維持し、給貸与対象期間を学部4年間、大学院3年間とする。
- 奨学金返済期間を10年から15年に延長、伝道者従事期間2～4年も免除率設定。

全国壮年会連合活動方針

目 的：全国の壮年が相互に啓発をはかり、交流親睦を深めると共に伝道活動を積極的に協力し合うこと。

活動の柱：「伝道者養成の業に参加する」
「教会形成を担う」

ビジョン：壮年一人ひとりが自立したバプテストの信徒へと成長

＊上記のために全国壮年大会での講演会の開催や、各地方連合壮年会での伝道活動の推進、情報交換及び相互協力活動の奨励を行なう。
中長期の課題については、連盟の機構改革にも歩調を合わせながら取り組んでいく。

5

活動計画（伝道者養成の業への関与）

○ 伝道者養成の業への参与－連盟との協働

1) 神学校週間の推進

－毎年6月第4週の神学校週間では、常務理事室と共同で
「神学校週間のしおり」を作成・配布

2) 連盟の働きへの参画

－神学校入学前研修会
－新任牧師・主事研修会
－「神学教育に関する委員会」に陪席で参加
－機構改革「これからの伝道者養成検討委員会」
【伝道者養成理念】2014年版の改訂作業を開始
2022年度連盟総会で承認を得たうえで、具体的計画の検討・
決議を経て、新理念に基づく展開を開始予定

6

奨学金委員会の働き

1. 委員会の役割：業務計画・予算、業務報告・決算を壮年会連合役員会へ提出。
役員会は連盟理事会に報告する。
奨学生の募集、選考、給貸与額・返還条件の決定。
貸与奨学金返還者の管理と遅延者への対応。 その他。
2. 委員会の構成：壮年会の総会で選出された委員長及び委員長が指名した壮年4名、
連盟理事会より選出された1名、神学部専任教員より選出された1名の計7名。
壮年の4名が返還、総務、渉外、会計の担当。年3回の定例会でフォローする。
3. これからの取り組み
制度の運営の範囲にとどまらず、実態を良く知る者として、制度の改善に向けた
提言を行ない、その実現に向けて努力していく。

神学生数による奨学金金額の試算

<前提>

1) 西南学院大学神学部

- ・神学生数： 5名、10名、15名
- ・1名あたりの奨学金（1種＋2種）

2017年度～2021年度実績から1人当りの平均の最大額（137万円/年）を使用。

2) 東京バプテスト神学校および九州バプテスト神学校

- ・神学生数： 3名、6名
- ・1名あたりの奨学金 東京バプテスト神学校 16万円/年
九州バプテスト神学校 12万円/年

*東京と九州の金額の違いは、授業料の違いによる。いずれも授業料の8割の金額を給付することになっている。

<試算結果> （単位：万円/年）

左上段：西南、左下段：東バプ・九バプ
右側：合計奨学金

		東バプ・九バプ各3名		東バプ・九バプ各6名	
西南5名		685		685	
		84	769	168	853
西南10名		1,370		1,370	
		84	1,454	168	1,538
西南15名		2,055		2,055	
		84	2,139	168	2,223

奨学金の種類及び給貸与の条件

1種奨学金（貸与）：校納金用

区分	金額
大学院	706,000円
学部・専攻科・選科	960,000円

2種奨学金（給付）：生活費及び生活支援用

区分	金額
寮費	350,000円
図書費	30,000円
配偶者	240,000円
子ども（高校生以下1人当たり）	60,000円

寮費明細	
寮費	144,630
食費	149,650
施設費	50,000
インターネット	5,000
計	349,280

給貸与期間：最大で通算4年間

奨学金の返還（例示）

貸与額例

区分	年間貸与額×年数	貸与額
学部2年間	960,000円×2	1,920,000円
大学院2年間	706,000円×2	1,412,000円
合計		3,332,000円

返還必要額（卒業後満7年経過時点で判断）

専ら牧師等に従事した期間	返済割合	返済金額
4年以上～	2割返済	666,400円
3年以上～4年未満	5割返済	1,666,000円
2年以上～3年未満	7割返済	2,332,400円
～2年未満	全額返済	3,332,000円

奨学金の返還（例示）

返還例（結果的に牧師等従事期間が2.5年の場合）

卒業後	牧会	返還金額	卒業後	牧会	返還金額
1年目	1.0年	50,000円	8年目	—	247,800円
2年目	×	50,000円	9年目	—	247,800円
3年目	0.5年	50,000円	10年目	—	247,800円
4年目	1.0年	50,000円	11年目	—	247,800円
5年目	×	50,000円	12年目	—	247,800円
6年目	×	50,000円	13年目	—	247,800円
7年目	×	50,000円	14年目	—	247,800円
			15年目	—	247,800円

（返還例説明）

- 1) 卒業時点では、7年間で専ら牧師等に従事する期間は4年と見做し、必要返済額を666,400円として、毎年44,427円（666,400円÷15年）以上の返済が必要なので、毎年50,000円を返済。
- 2) 卒業後満7年経過時点で専ら牧師等に従事した期間が2.5年となった場合、残り8年以内に1,982,400円（2,332,400円-50,000円×7年）を返済する必要があるため、毎年247,800円以上の均等返済となる。

奨学会計の基本金と余裕について

2022年8月
全国壮年会連合役員会

1

基本金について

1. 2021年3月期、奨学会計・貸借対照表 単位:百万円

資産			負債・資本		
現預金		156	翌年度償却引当金		15
貸与奨学金	(償却後)	113	基本金		214
			剰余金		40
合計		269	合計		269

- 貸借対照表では、資本の部には基本金と次年度収支差額が表示されている。
ここでは後者を引当金と剰余金に分けた。
現預金＋貸与奨学金 > 基本金 …剰余金あり財務健全性は確保

2

基本金について

1) 定義

文科省による学校法人等の会計上の定義では、
「法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持する
ために維持すべきものとして、その帰属収入から組入れた金額」

2) 種類 4つの種類がある

- 1号: 土地、建物、機器備品、図書といった法人に必要な固定資産取得額
 - 2号: 将来の固定資産取得のため先行して積み立てておく価額
 - 3号: 教育・研究遂行のために必要な費用や、学生・生徒等に対する奨学金の原資などのために設けられた基金の積立額
 - 4号: 恒常的に保持すべき資金として文科大臣に定められた額
- ⇒以上から、奨学金会計の基本金は第3号基本金と理解、基本金を棄損することは想定されていないものとする

3

基本金と奨学金会計の余裕の新たな用途への展開について

○基本金が現行の金額(約2億円)になっている理由は定かではない。

今後の奨学金制度の運営を考えていくうえで、これからもこの金額を維持する必要があるかは、検討の余地があると考えられる。

しかし、今はこれを守って制度を運営することを基本とする。

○その場合、奨学金会計が持っている余裕はそれほど大きくはない。

先ほどの表では、剰余金は2021年3月末時点で、約4千万円。

従って、当面はこの金額と今後生み出されるであろう剰余金の範囲で、用途と期間を限定し、新たな用途への展開を考えていく。

4

これからの伝道者養成基本理念（2023 年）案 抜粋版

このたびの機構改革を機に、日本バプテスト連盟（以下、「連盟」）理事会は「これからの伝道者養成検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、「これからの伝道者用背基本理念」（2014 年 6 月 4 日連盟理事会、第 60 回定期総会報告。以下、「現基本理念」）を見直して、連盟のこれからの伝道者養成の方向性を指し示す新理念案の作成を委託した。検討委員会は神学教育に関する委員会（西南・東京・九州の各神学校と宣教研究所が参加）に陪席して協議を重ね、理事会や壮年会連合、女性連合にも意見を求めつつ、理念案作成に取り組んできた。

2022 年 8 月開催の第 57 回全国壮年大会において新理念案を紹介するために作成したのが、この「抜粋版」である（理念案のうち「これまでの連盟における伝道者養成」の振り返り部分を割愛したもの）。

今後の予定としては、新理念案は 2022 年 9 月の連盟理事会承認を受けた後、2023 年 2 月の第 68 回定期総会に提案されることになる。そして 2024 年 2 月の第 69 回連盟定期総会には新理念案に基づく財務・行動計画案が提案される予定である。

日本バプテスト連盟これからの伝道者養成検討委員会
戸井田敦子、中田義直、西島啓喜、山田誠一、加藤誠（座長）

1. 「和解の福音」に仕え、キリストを共に証しする教会

「現基本理念」においても確認されたように、私たちはイエス・キリストにおいて成し遂げられた神の御業を「和解の福音」として受け取る。今世紀に入り、グローバリズムの一層の進展により、人間の欲望が国境を越えて際限なく広がり、神の創造の御業を破壊し、人びとの間に深刻な分断と対立、争いをもたらしている世界において、教会は「和解の福音」に仕え、キリストを共に証しする大切な使命に招かれている。すなわち、神と人、人と人、人と被造物の傷ついた関係が、キリストの和解のもとで新たな創造にあずかっていく希望の働きに召されているのである。

そのように「和解の福音」に仕え、キリストを共に証しする大切な使命に招かれている教会の形成において信徒・伝道者に求められることを次のようにイメージする。

- ・連盟の歴史の中で学び取り確認されてきた「生の全領域で主を告白する」宣教理解、戦争責任告白を批判的に継承していく。
- ・バプテストの特長（「弱み」を自覚しつつ）を生かしたリーダーシップ（多様性を喜び、対話と協力を喜ぶ。信徒の働きが生かされる。聖書から学び続け、変わり続ける可能性）。
- ・バプテストらしい信徒と牧師の新たな協働（教会の働きを明確にし、それをどのように相互分担していくか。その分担を固定化せず、新しい状況の中で柔軟に考えていく）
- ・「専業牧師が当たり前」のイメージからの脱却。牧師に依存することなく信徒が教会を担い、共同で牧会を担う教会観・信徒観・牧師観を教会全体で学び取っていく必要。

- ・バプテストらしい協力伝道（各教会の主体を大切にしつつ、協力を喜び、祈り合い、支え合う）を創り出していくリーダー。

2. これからのバプテスト教会の信徒・伝道者に求められること

今回の基本理念策定にあたり直視したいのは、諸教会が直面している課題の深刻さである。それは各教会の存立にかかわる課題と言っても良い。各教会においては、社会以上のスピードで高齢化が進み、財政基盤が弱体化し、従来の教会学校が成り立たなくなり（奉仕者、出席メンバーの減少）、従来の信徒会（壮年会や女性会など）のあり方も変革が求められつつある。そのような中で次の 10 年、20 年を想定した時、「専業牧師」（※）を立てられない教会はかなりのスピードで増加していくであろう。一方で神学校の卒業生の減少傾向（特に西南）を考え併せると、これまでは神学校を卒業した献身者を牧師として招聘したり、牧師経験者を他教会から牧師として招聘することが成り立ったが、これからは神学校や他教会からの牧師の招聘は難しいという前提で、自分たち信徒の中から説教や牧会を担う霊的なリーダーを立てていく必要に迫られる教会が増えていくであろうことが予想される。（※「専業牧師」…牧師の働きに専任し、その給与で生活している牧師。「兼業牧師」…牧師以外の職業収入を得て生活している牧師）

そのためには各教会においては「牧師は外から呼んでくるもの、誰か（連盟）が紹介してくれるもの」という考えから自由にされる必要があるし、無牧師の時に安易に教会外から「牧師」という肩書をもった人を呼んできて説教や牧会を任せてしまう依存性から脱却し、教会の信徒皆で説教や牧会について学び、自分たちで教会の働きである礼拝や伝道を担っていく主体的な姿勢が求められることになる。

これまでの教会においては専業牧師が中心的な「ひな形」として考えられてきた面があるが、社会の中で他に職業を持ちながら牧師の働きを担う兼業牧師が立てられ、信徒たちと牧会や説教の働きを担い合うことも大いに考えられてよいし、複数の教会で一人の牧師を立て、それぞれの教会の信徒たちと牧会や説教を分け合いながら働くことも大いに考えられてよいだろう。そこではバプテストの「強み」（牧師の職務を権威化せず、信徒の働きを生かす）が大いに生かされることになると考える。

また 2017 年に総会決議された『連盟 70 年の歩みから性差別の歴史を悔い改める』声明で共有されたように、教会はジェンダーやセクシュアリティに基づく差別が生み出してきた痛みの声に聴きつつ、個々人のいのちのあり様を尊重し合う場となることが求められており、教会内のリーダーが性差によらずに立てられていくことが期待される。

3. 求められる神学教育／神学校の役割

前述したような、これから諸教会が直面することになるであろう状況における神学校の役割としては、各教会から送り出されてきた献身者を牧師（伝道者）として育てて諸教会に送り出す役割をこれまで通り担うと同時に、各教会の信徒たちが自分たちで教会の働きを担う「バプテストの教会形成」への励ましを届け、そこに立てられた信徒リーダーの神学的学びをサポートすることなどが期待されるであろう。

そして、新しい基本理念においては三つの神学校の「それぞれの強みを生かし合う」方

向を考えていきたい。

- ・聖書にあらわされた福音から社会の課題を洞察し、教会の使命を考えていく力を養う神学教育。
- ・「バプテストの教会形成」の学びを牧師と信徒の垣根を超えて届けていく。
- ・各神学校の強みを生かす、相互の連携
西南…神学研究のレベルの維持（神学教員の育成）、バプテストを基軸にしつつ他教派との連携も模索。アジアとの連携、協力。
東京・九州…信徒（教会）研修の機会を提供。
- ・オンラインによる三神学校の協力

4. 求められる連盟施策

これまで述べてきたような、これからの教会、神学校のあり方を励ましていく連盟施策として次のような提言をしたい。

- ・協力伝道の「核」として、限られた予算を「伝道者養成」と「研修（教会研修、献身者の継続研修）」に集中させ、相互研修運動を協力伝道の「渦」としていく。
- ・このたびの「伝道者養成基本理念」で取り扱った課題を継続的にフォローし、必要な施策を考え、推進していく委員会の設置（そこには女性連合と壮年会連合からの委員を含める）。例：「伝道者養成に関する委員会」（「神学教育に関する委員会」を改組）
- ・諸教会における信徒研修の励まし
 - ①これまで連盟宣教部が担ってきた教会研修については、次期中期計画で開催予定のバプテスト大会での教会研修に関わる分科会として展開していく（その分科会への協力を東京・九州の両神学校や北海道研修センターに協力願う）
例：礼拝・教会音楽・教会教育に関する研修
 - ②九州が担ってきた無牧師教会協議会などを東京でも開催
- ・「性による差別」を是正し「和解の福音」に仕える教会研修の励まし
例：教会で教役者をはじめ各種リーダーが性別にとらわれることなく立てられていくための学び。性的少数者の命の尊厳と個性が大切に覚えられる教会となるための学び。
- ・信徒間ネットワークと教役者間ネットワークの励ましと共に（上記①②を通して）、相互の乗り入れを積極的に考えていく。
- ・神学校献金（神学生奨学金献金）の新たな可能性を探る。
これまでの神学生奨学金に加えて、東京・九州の経常費支援や牧師の継続研修の奨励、さらに献身者の掘り起こし（青少年伝道）などに用いる可能性の模索。
- ・宣教研修部門の存続…宣教研究所のための新たな資金確保は困難だが、協力伝道献金（一般会計）の中で、ぜひ宣教研究と研修推進のための人財確保と研修費用確保を。
- ・兼業牧師を支える教役者退職金制度の整え。神学生奨学金の返還免除条件となっている「専ら」条項の見直し（兼業牧師となることが足かせにならないように）。
- ・三バプテスト（沖縄・同盟・連盟）における伝道者養成に関わる人材交流の促進。

「信徒一人ひとりが教会を担う主体」

～「これからの伝道者養成基本理念(2023年)」策定に際し、問い直し考えてみたいこと～

0. はじめに

「これからの伝道者養成基本理念(2023年)」策定に際し、委員会の思いを諸教会にお伝えしたいと思います。その中心は「信徒一人ひとりが教会を担う主体であり、一人ひとりが伝道者であることの再確認」です。

バプテスト教会の特長は、全信徒がそれぞれの賜物を生かし、協力して教会の働きを担うところにあります。

教会にはその働きを御言葉と祈りで励まし整える「霊的なリーダー」(牧師)が必要です。教会は総会において祈りをもって牧師を選び立てますが、牧師も信徒の一人であることには変わりはありません。牧師は教会の働きを信徒と分け合い、共に担うのです。

その場合の牧師は必ずしも「専業牧師」(※)であるとは限りません。他に職をもつ「兼業牧師」のスタイルもあります(※教会からの給与のみでフルタイムで教会の働きに専心する牧師)。ところが、私たちは長い間「専業牧師」のスタイルが「あるべき姿」であり、「兼業牧師」のスタイルは「やむを得ない、できれば避けたい姿」という理解に立ってきたところがないでしょうか。今回の伝道者養成基本理念では、そのことを問い直してみたいのです。

これまで私たちは「専業牧師」のスタイルを「推奨」してきました。牧師として立てられた信徒が学びを継続しつつ教会の職務に専念できることは、本人に与えられた賜物が教会の働きに最大限集中して生かされる意味では良いことです。しかし「専業牧師」が「あるべき姿」と受け止められる中で、牧師が信徒たちから「先生」と呼ばれ「権威を持つ者」とされてしまったり、バプテストにおいては教会の働きであり信徒が担うことのできるはずの説教や礼典執行を「牧師が独占」し、信徒の中に「すべて牧師にお任せ」という依存を生む「弊害」を生んでこなかったでしょうか。今回の伝道者養成基本理念では、そのことを問い直してみたいのです。

そして改めて、バプテストにおいては信徒一人ひとりが教会を担う人主体であり、一人ひとりが伝道者であることを再確認したいと願っています。

1. 「信徒一人ひとりが教会を担う主体」であることの再確認

初期のバプテスト教会においては、神学校で学び、教団からお墨付きをもらった「プロの牧師」が居ない中で、信徒の中から牧師を立て教会形成がされていきました。そうした初期のバプテスト教会は荒削りながら素朴で生き生きとした教会形成がなされていったことが想像できます。

次第に制度が整い、神学教育が神学校に委ねられるに従って、「教会が牧師を立てる」という意識は弱くなっていきます。特に戦後の日本においては米国の南部バプテスト連盟からの多大な支援のもと土地・会堂・牧師は「上から」与えられ、教会形成は実質的に「教会の外から派遣された」牧師や宣教師によって強力に推し進められた結果、バプテスト教会と言いながら「信徒の教会」というより「教職制の強い教会」形成がなされてきたように思います。

2. 連盟の機構改革にあたって問い直したいこと

今、連盟は改革の岐路に立たされていますが、信徒数の減少、献身者の減少などなど、危機的とも思える状況の中でピンチをチャンスに変える好機と捉えたいのです。そのためにも諸教会がこれまで「当たり前」と考えてきたことが本当に「当たり前」なのかを、この機会にお互いに問い直してみたいと考えます。

(1)「専業牧師」がいなければ教会として成り立たないのだろうか？

「専業牧師」がいなくても、教会（総会）が信徒の中から説教者や礼典執行者を立てることができるのがバプテストです。もちろん、そのためには一人ひとりが説教や礼典、何よりも教会について学びを普段から積み重ねてする必要があります。「専業牧師」がいないと教会としては不完全な状態にあるとか、「兼業牧師」は「専業牧師」に比べて不十分な働きしかできないという理解があるとしたら、それは大きな誤解です。教会全体で「牧師」の働きを担い合う理解があり、そこにチームが形成されているなら、むしろ「兼業」のあり方において、バプテストとして全信徒による教会形成や伝道が豊かに展開される可能性があるのではないのでしょうか。

(2)「牧師がする説教」と「信徒がする説教」は違うのだろうか？

「信徒説教」と言われる一方で「牧師説教」とは言いません。そこには牧師の説教と信徒の説教は「違う」という前提がないのでしょうか。教会を覚えての日々の祈りの積み重ねと御言葉への深い傾聴から説教は生まれますが、教会（総会）が立てた説教者であるなら、信徒も牧師も関係ないはずです。そこでは聴く側の姿勢も問われます。準備を覚えて祈り、共に聖書に聴こうとする教会の対話において説教は深められるからです。

(3)「教会の代表役員は牧師が担う」のが当たり前なのだろうか？

多くの教会では、連盟のひな形に沿って「教会の代表役員は招聘された牧師が担う」、「信徒は代務者まで」とされている教会規則が多いようですが、これが「あるべき姿」なののでしょうか。ここに「教職制」が当然のことのように入り込んできていないのでしょうか。

(4)「男性で家族がいる牧師」を当たりまえのように求めているのだろうか？

牧師招聘をする際、「男性牧師で家族がいる」「女性牧師で家族がいる」「男性牧師で単身」「女性牧師で単身」と、ランク付けをするかのような言葉が交わされていないのでしょうか。教会にとって「都合の良い牧師像」を理想化するところに差別が生まれてきたことを覚えたいのです。

(5)「無牧師」という言い方はやめてよいのではないか。

たとえ「専業牧師」がいなくても、真の牧者であるキリストがおられる限り「無牧」とは言わないし、牧師の働きを信徒で分け合っているなら「無牧師」とは言わないのではないのでしょうか。「専業牧師」がいなくても、信徒で説教を担い、礼典を担うことができる教会を目指したいと考えます。そのためには教会全体の学びの積み重ねが必要です。

このような思いを基本理念に込めたつもりです。ぜひ諸教会で一緒に分かち合ってくださいと思います。

